

張行する

鈴木 元

ご記憶だろうか。

先に、「よりあう」「つらねる」と題して連歌の芸能性の問題を取り上げたことがある(本誌第五号、第九号)。しかしながら、連歌という文芸形態になじみの無い方には、連歌の「芸能性」という言い方には、いまだなにかしらの違和感を感じられる向きもおられよう。確かに連歌は、和歌と同様に詩の一種として創作され、そして「詠」まれるものである。だが同じような過程を歴て生み出される和歌については、通常その「芸能性」ということについてはほとんど問題にされない。もちろん、和歌についても芸能性の側面はよく考えてみなければならぬ問題ではあると思うけれども、それは当面する課題ではない。また後述するようになかったわけではないが、実際にはかなり限定的な話題に限られていた。

では何故、同じように句を「詠む」連歌についてだけ、ことさら芸能性を問題とし、強調するのか。前稿では具体的な形で所謂「芸能」との近似性を説いたつもりではある

が、今回はもう少し違った面から、即ち用語の面から同じテーマをとりあげてみたい。連歌の会(即ち「一座」)を開く意味で用いられる「興行」、あるいは「張行」という語を軸として、その周辺を掘り返してみようと思う。

興行、張行

まわりくどいように見えるかもしれないが、「興行」「張行」ということばの用例をたどりつつ、まずはその語義を確認してみよう。

東山西嶺の翠柳・紅梅、其の盛りを得るの時分、物詣の次を以て歴覧の志に候。堪能の好士等を御同道候はば、連歌或は続句、興行申すべく候。

(『尺素往来』巻上。なお読み下しの形に改めた)

室町期を代表する碩学、一条兼良の著作とされる往来物からの例。往来物とは書簡形式の教科書・辞書・手習い見本のごときものと理解していただければよい。引用部は正月の書状の体裁をとりながら、翌月の稲荷初午参詣への誘いを記す箇所。柳も梅も盛りの時節、参詣ついでに花見と洒落込みましようや、加えて、達者な者がいれば「連歌」あるいは「続句」を「興行」といきましょう、などと記しているのである。

室町期に数多く作られた辞書である『節用集』の「興行こうぎやう」とあるように、興行といえ

ばまず歌・連歌が連想される。勿論、辞書の記述はその主たる利用者の社会的階層の意識を反映するものであるから、これを一般化することには慎重でなければならぬ。しかしひとまず、『尺素往来』が「連歌或は続句」と記していることと、まがわず符合していると言えるだろう。ちなみに「続句」とはあまり用例を見ない語で、かろうじて宗祇の『吾妻問答』に、

句の様も長高く有心にして、歌に其の心ひとしく、殊勝の事おほく侍りし。しかはあれど、歌の続句などや。やうに、言ひかけて、一句に其の理なきも侍りけるにや。

と見える程度の語である。引用部は二条良基の時代の連歌を評した箇所、この記事からすると、和歌の半分（おそらく上の句部分であろう）を詠みさして、それを別人が引き取り一首の和歌に仕立てる行為を指すのだろう。記録類を丹念に調べたわけではないが、「続句」にふれた記事が見出しにくいことは確か、いまは推測で補うしかない。

ともあれ、一首の和歌を二人で分かち詠む行為ということになり、それこそ連歌と極めて近似した催しとなる。『吾妻問答』では、「一句」における「理（意味、内容の自立性のこと）」を問題とした文脈で記されており、そのような文脈からすれば、最初から後半（下の句）を繋いでもらえることを前提として、前半だけの意味の独立性にはこだわらぬところに、連歌との相違があるということになる。

また、同じく『尺素往来』巻上は、この後転々と様々な話題にふれた後、

面々偶たまま御会合の次に、囲碁、象戯、双六、下貽、楊弓、手鞠等、終日張行申すべく候。…夜に入りて若し御睡気無くば、蠟燭を点じて当座衆議判の詩歌合興行如何様たるべく候哉。

というように、「当座衆議判の詩歌合」も同じく「興行」の対象として記している。

「詩歌合（せ）」とは、漢詩と和歌とを番えてその優劣を競う文芸的な競技、遊戯である。「当座衆議判」とは、特定の判者が優劣の判定の権限を有するのではなく、左右に分かれた参会者が、各々詩歌の優劣を批評し裁定を下す方式を指す。

「詩歌合」といっても、一般にはあまりぴんとこないだろう。このような時には、具体的に示すに限る。次に掲げるのは『文安詩歌合』から第十六番、題は「仙家見菊」。

左	重輔
一飲菊潭秋浸霞	随流忽到地仙家
風霜還恐斧柯爛	不為看碁為見花
右	雅永卿
山人の跡はむかしに朽ちしをのえならぬ色を残すし	菊

左右ともに爛柯の故事を詠ぜるにとりて、二十八字は例のつたなき言葉に侍りけり。ことなる風情も侍らぬうへ、朽ちしをのえならぬ色とつゞけられ侍る、まことにいひしれる体に聞え侍れば、右勝つべきこと不^レ能^二左右^一をや。

文安三（一四四六）年秋に行われたこの詩歌合の判者は一条兼良が務めており、この場合は衆議判ではない。判詞では、まず左右の詩歌双方が「爛柯の故事」、即ち『述異記』の神仙譚に材をとった作であることを指摘している。時代背景を念頭におけば、とりあえず中国宋の祝穆編の『事文類聚』前編あたりを拠り所として紹介しておけばこと足りよう（巻四十二技芸部「碁」項に「觀碁爛柯」として一話が掲げられている）。

さて、重輔の詩に対しては「つたなき言葉」と批判している。「例の」といつているのは、一番「野外秋望」題の左の詩も重輔のもので、そこでも「つたなきことばに侍りけり」とこき下ろされていたからである。さんさんな批判のされように見えるが、歌合であれば、普通は一番左は貴人の歌が配されるところ。それが故に、重輔は兼良自身かもしくはその代行の者ではないかと考えられている。兼良自身の詩であれば、謙辞と読まねばならないところである。

一方、右は飛鳥井雅永の歌。『新統古今和歌集』撰者である雅世の弟だけあり、さすが手慣れたもの。樵^{せう}の王質が山中

で碁を打つ童子に出会い、碁を観戦している間に、地に置いていた斧の柄が朽ちてしまったという話をふまえ「朽ちし斧の柄」と詠みながら、「えならぬ色（なんともいえず美しい色）」を掛けた表現が評価されているのである。

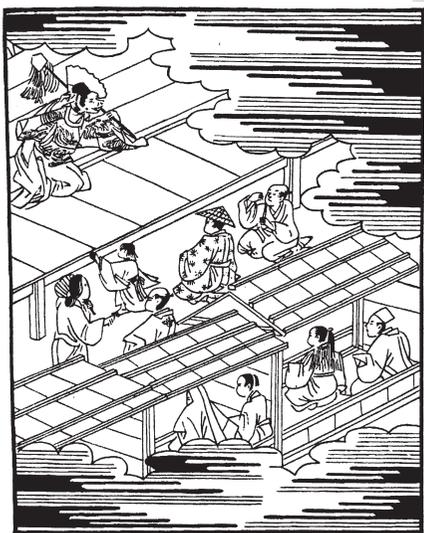
詩歌合の催しの進行や、場の雰囲気については十分な資料がなく推測に頼らねばならないが、その形式がいかなるものか程度のこととは、少しはお解りいただけただろうか。

「続句」ともども、それは単に詩歌の創作を指す行為ではない。複数の人間が集まり、歌や詩を出し合い、時に批評を交えながら交歓する場、それが詩歌合の空間であっただろう。すると「興行」ということばの背景に、そうした集団性と遊興性という条件を加えて、そこから連歌との連続性・近似性を説明したくなるどころだが、いや焦りは禁物だ。そもそも、芸能と絡めて連歌を説明するのに都合のいい例を掲げて話を始めている事実は、何とも否定しがたなことだからだ。

だが、都合のいいことを承知のうえで言えば、『尺素往来』からの引用のうち後者の例では、「詩歌合」と並べて「碁碁」から「手鞠」に到る遊興の数々に話題が及んでいることに注目しておこう。「張行^{ちやうぎやう}興行也」（『和漢通用集』）との説明をそのまま受け入れるならば、詩歌合も囲碁、将棋等と同じレベルで並べられた一連の催しとして把握できること

になるからだ。連歌の大成者の一人、二条良基の『連理秘抄』にも「一座を張行せんと思はば、まづ時分を選び眺望を尋ぬべし」と述べられている。

また、「興行」ということばは芸能の上演の意味にも用いられることは、周知のところかと思う。南北朝の動乱を描いた軍記『太平記』巻二十七「雲景未来記事」という一段には、鎌倉末期の田楽をめぐる話題において、「而ルニ此棧敷ト申ハ、橋ノ勧進ニ桑門ノ捨人ガ興行スル処也」と記される。ちなみに、これは当時名高い「棧敷崩れの田楽」にかかわる話題の一節で、多数の死傷者が出た史実でもある。当該箇所では、「(四条河原の)この棧敷というのは、橋を架げるための勧進で遁世僧が(田楽を)興行した所だ」と述べているのである。



寛文頃刊整版本『太平記』より
田楽の場面

辞書の語義定義から
ではそもそも「興行」「張行」とは、どういう意味を含んだ語なのか。

中世、殊に室町時代において、それらのことばが持っていた本質的な意味を考える上では、異邦からのまなざしを間に挟んだ辞書、『日葡辞書 (VOCABULARIO DA LINGUA DE IAPAM com a declaração em Portuguez)』(一六〇三〜一六〇四年刊)が、このほか役に立つ。日本人が日常に使いわざわざ定義したりなどしないことばについて、丁寧に語義解説をしてくれているからである。

同書では「興行」について、どのように説明されているか。「Excitar, ou persuadir aos outros como pera algum folguedo, festa.」(遊びや祭に参加するよう人を駆り立てる、もしくは促す)と説明した上で、「遊びの興行をする」との例文に「Excitar pera algum folguedo, com fazer se como cabeça, ou mordomo delle.」(自ら主もしくは主催者となり、人に遊びを促す)との解説を施す。改めて説明されると、まわりくどくも甚だ硬い印象を与える言い回しになっているが、『日葡辞書』の解説は、ただ単に催しを開くというよりは、そこに関わる主催者の主体的意識のありようを強調した記述なのだと思う。 「張行」の語について『日葡辞書』を検しても、やはりほぼ同様の結論が得られる。

実は、「興行」「張行」をめぐるこうした語感の問題は、

当然といえば当然だが、実際の使用例を読み解くうえで貴重な示唆を与えてくれる。

まず注目すべき事実として、連歌について「張行」ということばを用いた例は、二条良基を溯る例を案外に見つけない、ということ。これは何も、二条良基から使い始められたことを必ずしも意味する現象ではないだろうが、なるほど連歌という文芸を大成した良基ならではの用語、というのが偽らざる感想だ。というのも、彼の発言は「自ら主体的に連歌の会を「張行」しようと考えてる程の者であれば、まずは会の時節を選び、会席からの眺望を追究すべきだ」という、主催者としての意識の持ちようの表明にほかならないからである。おつきあいで同席する者の意識とは、明らかに違う別の意志がそこにはある。

ただし、用語の資料上の出現状況を、主体性の意識だけで議論するのも早計ではあろう。例えば良基以前の連歌について、ある程度まとまった情報を得られるという条件でいけば、藤原定家の時代にまで溯ってしまうが、かなりの数にのぼる『明月記』の連歌記事を見わたしても、「張行」「興行」のことばは用いられていない。『明月記』に限らぬことだが、「有連歌（連歌有り）」とか「有連歌興（連歌の興有り）」との一般的な記し方に終始する。当時、相当に意欲的かつ意識的に連歌の会を主催していた後鳥羽院にしても、事情は同じであつたらしい。後崇光院の『看聞日記』に引用（応

永三十一年^{二四四}二月廿九日条）されて微かな断片だけしか伝わらぬという意味で、限定的な証拠にしかならないけれども、後鳥羽院の御記に照らしても、連歌に「張行」の語は用いられていない。無論、当時既に連歌について「張行」「興行」ということばが通用していたかに疑問があるし、おそらく「張行」といえば、

彼^か西光が子に師高と云者あり。…国務ををこなふ間、非法非例を張行し、神社仏寺、権門勢家の所領を没倒し、散々の事どもにてぞありける。

（覚一本『平家物語』巻一「俊寛沙汰」）
というような、余り好ましくならざる局面で、何事かを「押し通す」意の用法が一般的であつたかと思われることからすれば、この時期に連歌「張行」の例が見られないのも、もっともなことであろう。「興行」も当時は相当に幅広く、催しを行うことを意味しており、必ずしも連歌やその他遊興の開催と限定的に結びついていたわけではなかつたようだ。その意味で『明月記』が連歌の会のあつたことを、「有連歌（連歌あり）」程度にしか記さないことは、異とするに当たらない。

日記の記録から

では、良基と同時代、もしくはそれ以降になると、連歌は張行・興行するものとして、すぐさま定着するかどうかという

と、どうも単純にそうとも言い切れないところが、なかなかにもどかしくも興味深い。緻密な精査を経たというわけではないので、見落としや誤りがあればご指摘をいただきたいが、ざっと見たす限り室町前期あたりまでは、日記（古記録）に関していえば用例はさほど多くはない。即ち、連歌会の記事があっても、やはり「有連歌」程度にしか記されないということだ。そのような状況の中で、東坊城秀長『迎陽記』康暦一（一三八〇）年八月三日条に見られる記事は、記録に出る用例としては早いものではなからうか。

今日於安国寺月輪父子・朝山・依田・平井以下会合、
有和漢聯句百、其後月輪・朝山等来此亭、終夜和漢又
百張行之

記事によれば、安国寺において藤原（月輪）家尹以下の面々が会合し、和漢聯句を行ったという。和漢聯句とは、連歌が和歌でいう上句と下句との繰り返しでつないでいくという、和句だけから成る作品であるのに対し、所々に五言の漢句を交えてつないでいく形式の作品。これも連歌に準ずるものと考えてよいが、「有和漢聯句百」と『明月記』等と同様の記し方をする。ところが、その後、家尹（父子ともどもカ）や朝山（師綱）等が秀長亭を来訪し、そこでまたもや夜通しの和漢聯句の会が開かれたというのだが、ここでは「張行」の語をもって記している。この使い分けは、

安国寺での会がおそらく家尹らからの伝聞で記したものであるのに対し、その後の会が日記の記者秀長の亭で行われており、まさしく秀長が主催すべき立場にあったことによるのであろう。

和漢聯句の実例も、理解の便のために少しだけ触れておく。この時期の和漢聯句は、まとまった形で残っているものは極めて少ない。ただし連歌撰集『菟玖波集』には、巻十九に「聯句連歌」として二句一聯で二十四例が採録されている。中から、前句の漢句に足利直義が和句で付けた一例を示すことにする。

誤到神仙宅

つぼのうちにも天地はあり

左兵衛督直義

前句「誤りて神仙の宅に到る」とは、日本でも広く好まれた神仙譚の典型的パターンを詠んだもの。そこから直義が連想したのは、壺公と呼ばれる仙人の話。『蒙求』等を通じて広く知られていた中国説話だ。費長房という男が壺に自由に入りする老人の存在に気付き、老人に真摯に仕えていたところ、見込まれて共に壺の中へ誘われる。国会図書館本『和漢朗詠注』によれば、「壺中二天地アリ。樓觀重閣ノ五色モアリ。数十人ノ仙女アリ」という世界であったとされる。

なおこれも参考までにふれておくと、月輪父子らが和漢聯句を行った安国寺は、四条大宮あたりにあった寺のようで、

『山城名勝志』には諸書を引いて考証が為されている。江戸時代における中世京都復元の考証地図『中古京師内外地図』にも、四条大宮あたりに記されている。

やや時代の下った『看聞日記』になると、連歌「張行」の例は一気に増えて定着を見せる。いちいち例示するのも煩わしい程だ。ただし、それはただ単にことばの用法として定着したという、時代の推移だけでとらえてよいものかどうか、なお考えてみる余地はありそうだ。『日記』中の初例である応永二十三年二月十一日条、「晩雨降、当座御歌俄御張行」は当座歌会についてだが、「御張行」とあり貞成自らが催した会である。同月二十三日には、

聞、三位・重有・長資等朝臣・行豊・寿蔵主等宝泉許へ行、森船新造一覽云々、次連歌張行、百韻了有引出物云々

というように、三位（田向経良）が土倉の宝泉のところへ出かけ、そこで百韻を催したという伝聞記事で、勿論、日記の記主貞成は関与していない。こうした客観的伝聞による記事についても、「張行」と用いるところに用語の定着の痕跡は、確かに見出せそうではある。

ところで、応永三十一年四月二十八日条には、「晩雨下、有連歌、月次頭人今月闕如之間、余張行也」との記事があり、この頃月例で行われるようになっていた会に、その月

の頭人がどうしたわけか決まっていなかったらしく、そのためにわざわざ「余」即ち貞成が「張行」したと記しているのである。このことは、「頭人」（あるいは「頭役」という制度と「張行」の意識とが、強く連鎖していたことを明かしている。頭人とは、ひとことで云って当番。この「頭人」の制度については、廣木一人氏「月次連歌会考―『看聞日記』の記事から―」（同氏『連歌史試論』新典社、二〇〇四年）に詳しいが、その役割として肝心なのは、会の経費の負担と発句を詠むことであつたらしい。

話の流れからどうも誤解をされ易い書きぶりになってしまったが、なにも当番（頭人）を決めて行っていた、定例の連歌会についてのみ「張行」と呼ぶかのように受け止められたとすれば、それは訂正しておかなければならない。頭人を置かない臨時の会についても、「張行」と記されている例は確認できるからである。ここで注意を促したいのは、連歌会の運営には負担がかかるという事実。そしてその負担とは、もっぱら連歌会に伴う酒宴に関する経費であつたということ。

その点をふまえ、『看聞日記』応永三十二年四月二十四日条を見てみよう。「城竹又参平家申、又有連歌」と、平家語りと連歌とが行われたとされるが、これは興福寺衆徒が夢想で得た春日・八幡・北野の神句に続ける法楽であつ

たという。「法楽」とは神仏に歌舞等を手向けることで、
当時はしばしば法楽で連歌が行われた。三神の神句は告文（誇りたためた文書）により広まり、万人が相次いで法楽の連
歌を催したとの伝聞が伏見宮家に伝わる。そして宮家にお
いても、「令法楽祈禱之間、上下一献有張行之子細、城竹
連歌仕之間人数二候、前宰相以下如例、百韻了又平家一句
中、為備法楽也、入夜事了」という次第。ここでは法楽祈
禱の間に出された「一献」の方に、むしろ「張行」の語が
用いられているのを見ることができ。

ところで、思い起こせば先の『迎陽記』にも、次のよう
な「張行」の用例が認められるのである。

参聖廟、今日法楽、勾勘張行申

（応永八年正月二十五日）

北野の聖廟（天満宮）で法楽が行われ、それを勾勘（秀長
の弟言長）が張行したという記事。また同年翌月閏正月の
二十五日にも、「今日法楽北小路大納言張行、於勾勘方有
之」と言長の所で北小路大納言（裏松重光）が法楽を「張
行」したと記される。だが、忘れてならないのは、これら
法楽には多くの場合、連歌や和漢聯句が伴っていた事実で
ある。『迎陽記』の上記両日とも、確かに和漢聯句が行わ
れていた。即ち、連歌や酒宴を含む一連の法楽の催しを開
くこと、それが『迎陽記』に記された「張行」の内実であつ
たらしい。

張行の空間

神事と酒席、連歌、平家語りが一体渾然となった空間が
そこにはあった。このような遊戯、宴席、芸能が並行的に
演出される空間が、南北朝から室町期に急速に広がり始め
る。そのような時代相を「張行」「興行」の語が帯びてい
ることを強調したくなる、右はそうした事例である。あま
りに限られた文献の例から、「テキトウ」な結論を導く愚
は犯したくないが、連歌に「張行」「興行」ということば
を用いるようになる、その契機の一つに、天神信仰や酒宴・
芸能と連歌との結びつきを見ておくことは、必ずしも誤り
ではなからう。そこに、連歌を芸能的なものとして見るこ
との意味と可能性も、おのずと拓かれてこよう、というの
がここでの話の趣旨である。

ところで、連歌の「張行」を考える上で、当然ふまえて
おかねばならないのが、和歌に関しての「張行」の例とそ
の実態である。幸い、和歌研究の側からこの「張行」とい
うことばに着目し、和歌史の文脈の中で「張行」という表
現の現れることの意義を考えた、川平ひとし氏「連歌の空
間へ―和歌における「張行」の側から―」（『中世和歌論』笠間書院、
二〇〇八年。初出、一九九八年）がある。川平氏の論は容易に
はひとことで纏め難いが、その問題設定の始発には「中世
以降の和歌の傍らには常に連歌があり、双方は各時代の同

じ表現史的状况を共有していたはず」との認識のもとに、「共同性」と「行為性」を軸に南北朝期以降の和歌の在り方を考えようとしたもの、と言えば大きく外れることはなからう。多少の欲目をもって言えば、ここまでの議論は、それを連歌の側から相補うものと規定できようか。それにして、和歌の行為性・共同性への着眼といい、「張行」ということばへの鋭敏な感性といい、川平氏の先見性はまさに敬服に値する。

引用テキスト

- ・石川謙編『日本教科書大系 往来編 第四卷 古往来(四)』(講談社。『尺素往来』を収める)
- ・中田祝夫氏・根上剛士氏編『印度本節用集和漢通用集他三種研究並びに総合索引』(勉誠社)
- ・『新校群書類従10 和歌部(四)』(名著刊行会。『文安詩歌合』を収める)
- ・日本古典文学大系『太平記 三』(岩波書店)
- ・『日葡辞書』(勉誠社)
- ・史料纂集『迎陽記一』(八木書店)
- ・『圖書寮叢刊 看聞日記』(明治書院)